

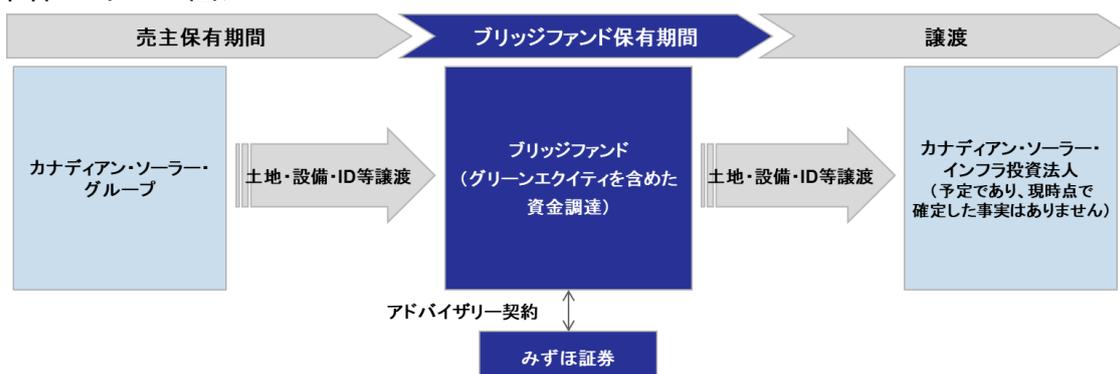
東日本最大級の太陽光発電所に対するブリッジファンドの組成について

みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、カナディアン・ソーラー・グループ^{※1}が開発した、運転開始済みの発電所としては東日本最大級の太陽光発電所である、あづま小富士第1発電所（福島県福島市所在）の取得に際し、このたび、グリーンエクイティとしての匿名組合出資によるブリッジファンド（アースインフラファンド合同会社（以下、SPC））を組成しました。本SPCは、グリーンエクイティによるブリッジファンドとして本邦最大規模です。

本SPCは、グリーンエクイティとしての匿名組合出資のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」^{※2}、「グリーンボンドガイドライン 2022年版」^{※3}、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023」^{※4}及び「グリーンローンガイドライン 2022年」^{※5}で定められる4つの核となる要素（1. 調達資金の用途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）を参照したグリーンファイナンス・フレームワークを策定し、その適格性について株式会社日本格付研究所（JCR）から「JCRグリーンエクイティ評価」^{※6}の最上位評価である「Green1」のグリーン評価を取得しています。かかる評価を取得したフレームワークに則り行われる匿名組合出資は、グリーン評価（格付）を取得したエクイティファイナンスとなります。

また、本SPCは、カナディアン・ソーラー・グループであるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社の資産運用子会社で、上場インフラ投資法人であるカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人のアセットマネージャーを務めるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社に対し、土地・設備・ID等の優先交渉権を付与しています。本グリーンエクイティにより調達された資金は、あづま小富士第1発電所の取得資金に全額充当されます。

<本件スキーム図>



あづま小富士第1発電所は、太陽光パネルの容量として約100MW（約31,000世帯（福島市の約3分の1の世帯数）の年間消費電気量に相当）と運転開始済みの発電所として東日本最大級の太陽光発電所です。元々耕作放棄地であった土地を転用し、地形を活かした環境負荷の少ない開発を実施すると共に、売電収入の一部を地元福島市へ寄付する等、福島市の復興に資する発電所となっています。

みずほ証券は、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しています。これまでも2,000億円を超える太陽光発電所のインフラファンドの組成を行っており、サステナブル・ファイナンスのストラクチャリングを通じて再生可能エネルギー開発の取り組みを支援してきました。

〈みずほ〉は、本年5月に〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として、基本理念・パーパス・バリューから構成される『〈みずほ〉の企業理念』を再定義しました。

〈みずほ〉の企業理念に基づき、環境・社会課題解決に向けた資金の流れを創出するサステナブルファイナンスや金融を超える知見・機能を活用したソリューション提供を通じ、お客さまの企業価値向上やSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に貢献し、「サステナブルな社会」に向けてともに挑戦し、ともに歩み、〈豊かな実り〉を実現していきます。

- ※1 Canadian Solar Inc.（本社：カナダ）を頂点とし、その完全子会社であるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社等が属する連結企業グループ。
- ※2 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※3 グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドライン。グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示したものの。
- ※4 ローン市場協会（LMA）およびアジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドライン。
- ※5 グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドライン。グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示したものの。
- ※6 ICMAが作成したグリーンボンド原則、グリーンローン原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン、グリーンローンガイドラインを受けたグリーン適格性に対するJCRによる第三者評価。

以上

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO